

市川第 20160527-0117 号  
平成 28 年 5 月 31 日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

市川市長 大久保 博

放射能対策に要した費用の請求について（第3次分）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、貴社福島第一原子力発電所の事故が発生し、多量の放射性物質が漏洩したが、その影響が本市域にも及んだことは明らかである。

放射性物質汚染対処特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 44 条第 1 項においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 3 条第 1 項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任すべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されているとともに、原子力損害賠償紛争審査会における平成 24 年 3 月 16 日付け中間指針第二次追補においては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく措置に直接要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等及び住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められるものとされている。

したがって、これまで本市が負担した放射能対策に要した費用のうち、国費等により措置されない費用については、関係原子力事業者である貴社が賠償すべきものであるので、下記のとおり請求する。

なお、本市が平成 24 年 5 月 31 日付け市川第 20120528-0042 号により請求した放射線対策に要した費用（第 1 次分）及び平成 27 年 6 月 16 日付け市川第 20150601-0303 号により請求した放射能対策に要した費用（第 2 次分）のうち貴社未賠償分についても、本請求に含めて請求するものである。

また、放射能対策に要した費用であって、本請求時点で未確定なもの及び本請求後に生じたものについては、適宜請求する。

記

1 放射能対策に要した費用 金 153,589,150 円 （明細は別紙資料を参照）

2 回答期限 平成 28 年 6 月 29 日（水）

資料

放射能対策に要した費用の請求について（第3次分内訳）

(単位:円)

項 目	請 求 額
(1) 公共施設等の除染費用 (道路・公園・学校・保育園)	1,218,000
(2) 放射線量測定関連経費 (大気・土壤・海水)	559,800
(3) 放射線量測定関連経費 (給食・農産物・プール)	54,600
(4) クリーンセンター焼却残渣処分関連経費	80,913,762
(5) 放射能対策に要した人件費	70,842,988
合 計	153,589,150

※ 請求額は、平成 23 年度から平成 26 年度までに発生した放射能対策経費のうち、国・県等から補助金として入金があった経費及び東京電力との直接交渉において入金があった経費を除いた金額。なお、第 1 次請求及び第 2 次請求の未払い分を含む。